

## 赤井川村宿泊税概要案（協議案件中）

第1回赤井川村宿泊税に関する協議内容の抜粋となります。

- ・ 宿泊税導入について賛成。
- ・ 段階的定額制を進めるが、宿泊料金の段階設定及び宿泊税額の設定は今後とする。

※段階的定額制の参考例

	宿泊料金(素泊まり)	宿泊税額
段階	1万円未満	100円
	1万円以上～2万円未満	200円
	2万円以上	300円

- ・ 使途（目的）はインフラ整備を主とし、観光振興も加える。
- ・ 主な使途（目的）はインフラ整備とするが、具体的な税の用途は今後協議する。
- ・ 様々なインフラ整備も検討する。
- ・ 宿泊者及び事業者が納得する使途（目的）と説明が必要。
- ・ 免税点を設定する。（一定以下宿泊料金は課税しない。素泊まり税別額1万円未満を検討している。）
- ・ 事務費補助等については他自治体と同じ基準で設定する。

※宿泊税は1人1泊に対しての税となります。

※宿泊税は、食事代その他施設利用料、消費税及び入湯税を除いた額で積算します。

※税金を納める方は宿泊者となります。

※税金を徴収する方は宿泊事業者となります。

※修学旅行等の学校行事は免除する予定です。

※宿泊業者が徴収した税金は定期的に赤井川村へ納付していただきます。

※納付した額に応じ宿泊事業者へ負担金（又は手数料等）を交付する予定です。割合は2.5/1000

※納付方法については、今後施行規則で定めます。

※宿泊税条例案及宿泊税条例施行規則案は作成中です。